

令和8年度福祉バスの利用受付に係る募集要項

1 申請対象

(1) 次の基準をすべて満たす団体

- ア 相模原市内に所在し、市内に居住する障害のある方の福祉の向上を目的として設立された団体等であり、目的に即した活動を概ね月1回以上行っていること
- イ 障害福祉施設や病院など、事業者ではないこと
- ウ 利用人数が20名以上であり、その内、障害児者の利用者が1/3以上であること
- エ 利用者のうち、2/3以上が本市に在住であること

(2) その他、市長が認める団体

2 御利用いただけるバス

利用人数に応じて、次のバスを御利用いただけます。なお、日程等によって、受託業者が希望のバスを確保できない場合があります。

- (1) 大型バス（定員：約45～49名）
- (2) 車椅子対応バス（定員：約41名）※定員は車椅子を御利用の人数によって変わります。
- (3) トイレ付バス（定員：約40名）

3 利用日・利用日数・台数等

(1) 令和8年7月1日（水）（予定）から令和9年3月31日（水）までに利用する行程で、日帰りまたは1泊2日で、1回まで御利用いただけます。また、各団体につき1台までの御利用となります。ただし、利用人数等により2台以上が必要である場合は、事前に御相談いただいた上で、原則として、利用者全員が着席できる最も少ない台数にて配車します（補助席は座席数に含めません）。

※委託事業者を決定するための入札の執行状況によっては、配車可能期間の開始日が遅れる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 添乗員又はバスガイドが必要な場合は、1台につき1名までです。「添乗員」は、旅行会社が手配し、旅程全般での支援を行います。「バスガイド」は、バス会社が手配し、バス車内での支援を行います。なお、バスの種別等によって、希望に添えない場合があります。

(3) バスの行程は、次の点に留意した上で設定してください。

- ア バスの運行範囲（出庫から入庫までの距離）が500km以内であること。
- イ 運転士の1日の運転時間は9時間以内とし、午前6時から午後8時までであること。
- ウ 宿泊を伴う場合には、1日目の運行終了時刻から2日目の運行開始時刻までの時間を12時間以上空けること。

4 利用料金

福祉バスの利用料は無料です。ただし、有料道路通行料、自動車航送運賃（フェリー等の船舶に福祉バスを載せる場合）、駐車料等や宿泊に伴う運転士及び添乗員等の宿泊料は、利用団体の負担です。

福祉バスの利用決定後に、団体都合により利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消をする場合は、キャンセル料金を御負担いただきます。

5 利用受付について

(1) 必要な書類

利用調査の際に提出が必要な書類は次のとおりです。なお、ア～ウは本市の指定様式、エ～カは団体による任意様式です。

ア 福祉バス利用調査票（別紙1）

イ 福祉団体確認書（別紙2）

ウ くじ番号票（別紙3）（多くの団体から御回答いただき、予算の上限を超えた場合、抽選に使用します）

エ 団体の規約（名称、目的、会員になれる者、活動場所がわかるもの）

オ 役員の名簿

カ 令和8年度の年間の活動スケジュール及び令和7年度の活動実績がわかるもの

※ 令和7年度に設立された団体の場合は、令和8年度の年間の活動スケジュールのみ御提出ください。

(2) 提出期限及び提出方法

令和8年3月17日（火）までに、「5（1）必要な書類」をすべて揃え、メール又は郵便で、高齢・障害者福祉課に送付していただくか、団体毎に二次元コードまたは URL からお申込みください。



(URL: <https://logoform.jp/form/oWjU/1439934>)

(3) 提出後の流れ

福祉バスの利用対象であることが確認できた団体には、福祉バス利用申請書等、利用に必要な書類を発送します。福祉バス利用申請書は、福祉バス利用希望日の60日前までに、高齢・障害者福祉課の窓口へ直接お持ちいただくか、メール、郵送のいずれかの方法にて御提出ください。

詳細は、「福祉バス利用の流れ」を御参照ください。

(4) その他

多くの団体から御回答いただき、予算の上限を超えた場合は、くじ番号票（別紙3）によ

り抽選を行い、利用可能団体を決定します。

6 留意事項

- (1) 福祉バスの利用決定後に、利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消をする場合は、福祉バス利用事項変更（取消）申請書を高齢・障害者福祉課へ速やかに提出してください。
なお、福祉バス利用決定後、参加予定者のキャンセル等により1（1）の基準を満たさなくなった場合には福祉バスの利用はできません。その場合において、福祉バス利用事項変更（取消）申請書の提出が無い（団体都合により提出が遅れたときを含む）ときは、キャンセルしなかった分の福祉バス利用料や添乗員等の料金を団体にご負担いただきます。
- (2) 福祉バスの利用決定後に、団体の都合による利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消しによりキャンセル料金が発生した場合は、団体の負担となります。
- (3) 2台以上の配車を本市が承認した後、参加予定者のキャンセル等により減車が可能な利用人数となった場合において、福祉バス利用事項変更（取消）申請書の提出が無い（団体都合により提出が遅れたときを含む）ときは、減車しなかった分の福祉バス利用料や添乗員等の料金を団体にご負担いただきます。
- (4) 御提出いただいた資料は返却しません。控えが必要な場合は、コピー等を取った上で御提出ください。

7 申請・お問い合わせ

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 担当：橋口、松浦
住所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 本庁舎本館 4階
電話 042-707-7055（直通）
Email：k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp